

《償還払いについて（老・障・乳・母・高共通）》

◆次のような場合は申請いただくことで、健康保険の自己負担額のうち助成対象分を振り込みでお返しします。

- ①兵庫県外の医療機関で受診したとき
- ②兵庫県内の医療機関で受給者証を提示せずに受診したとき
- ③高齢受給者証が適用される方（70～74歳の後期高齢者医療未加入の方）
- ④兵庫県外に本部がある国民健康保険組合の健康保険に加入されている方（全国土木建築・全国建設工事業・近畿税理士国保組合を除く）
- ⑤入院に係る福祉医療一部負担金を4か月以上連続して支払ったとき（老人医療を除く）
- ⑥治療用装具（コルセット等）を購入したとき
- ⑦健康保険証を提示せずに自費（10割）で受診したとき

【注意】

- ・上記の⑥、⑦に該当する場合は、健康保険の療養費の申請、給付が先となります。（三木市の国民健康保険、後期高齢者医療の方は同時に申請を受け付けます。）
- ・上記の①～④で高額療養費、附加給付等に該当する場合は、健康保険の給付が先となります。（三木市の国民健康保険の方は同時に申請を受け付けます。）

◆申請されるときは次のものが必要となります。

- ・領収書（受診者名、受診日、点数、医療機関名、領収金額がわかるもの）
- ・認印
- ・振込先
- ・受給者証
- ・健康保険証
- ・支給決定通知書等（療養費、高額療養費、附加給付等がある場合）
- ・医師の意見書、装着証明書（治療用装具の場合）

◆振り込みには診療月から2、3か月程度かかります。（加入されている健康保険、領収金額等により異なりますので、申請時にお尋ねください。）